

神戸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年 1月30日決定

令和 2年 1月30日改正

令和 4年 1月28日改正

令和 5年 4月27日改正

第1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、西北神の田園区域を中心に県下でも有数の農業地帯を有しており、約4,350ヘクタールという広大な耕地面積のもと、水稻のほか、軟弱野菜やキャベツなどの露地・園芸施設栽培など、都市近郊の立地を生かした多彩な農業が展開されている。これらの農業は、新鮮で良質な農産物を都市住民に供給するとともに、快適な都市環境の保全や美しい景観形成にも大きく寄与しており、神戸市民にとって極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、本市においても、農業者の高齢化や農作物価格の低迷等による担い手の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む等、農村地域の活力を維持していくための対策が急務となっている。

このため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、各地域の実態に応じた活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に推進できるよう、神戸市農業委員会の指針とし

て、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の長期的な目標とする農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2. 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	4,420.9 ha	70.9 ha	1.60 %
目 標 (令和13年3月)	4,420.9 ha	22.5 ha	0.5 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地との合計面積とする（以下、この指針において同じ。）。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

(ア) 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地台帳に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 関係機関との連携

- (ア) 利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。また、農地中間管理機構に対して、簡易な条件整備や遊休農地の農地復元を行った上で、担い手に貸し付けるよう働きかける。
- (イ) 遊休農地発生防止のため、担い手が不足している地域の補完的担い手として、JA出資型農業法人による農地管理の拡充を働きかける。

③ 非農地判断

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 事業を活用した解消方法の周知

耕作放棄地復元事業等の補助事業を活用し遊休農地の解消に努める。また、解消事業制度について、チラシの作成・配布や農業委員会のホームページでの紹介を行うなど、わかりやすい周知に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	4,420.9 ha	811 ha	18.3 %
目 標 (令和13年3月)	4,420.9 ha	1,327 ha	30 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直し

地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しについて農業委員会の役割を果たしていく。

なお、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により、地域計画に関し、神戸市農業委員会においては、第3に記載の役割に加え、下記の考え方を基本認識として、各集落の実情も踏まえつつ、地域における話し合いの機運を高めるための活動に取り組むものとする。

- (ア) 農業者の高齢化等により、本市においても今後ますます担い手の減少が危惧されるなか、地域農業のあるべき将来像について徹底した話し合いを行うことは、農地と農村を守り維持していくうえで重要かつ喫緊の課題である。
- (イ) 本市農業の特色に応じた農地利用の最適化を推進するためには、国の定義する担い手だけでなく、兼業及び小規模農家を含めた多様な担い手の育成・確保を図る必要がある。
- (ウ) 地域における話し合いを行うにあたっては、農地所有者をはじめとする関係者が、人と農地の問題に関する集落の現状を把握し、地域農業の将来像について当事者意識を持って考える機会とすることが重要である。

② 関係機関との連携

神戸市、兵庫県、農地中間管理機構、兵庫六甲農業協同組合等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ、農地中間管理事業の活用を図る。

③ 農地の利用権設定

- (ア) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を実施する。
- (イ) 農地中間管理事業、利用権設定等の農地の貸借手続きについて、チラシの作成・配布や農業委員会ホームページでの紹介を行い、わかりやすい周知に努める。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年4月)	137経営体 (41.6ha)
目 標 (令和13年3月)	353経営体 (108ha)

※目標の数値は平成30年4月以降の累計

※経営体は個人、法人を含む。

(2) 新規参入の促進の具体的な推進方法

① 関係機関との連携

神戸市、兵庫県、農地中間管理機構、兵庫六甲農業協同組合等と連携し、新規参入相談及び「農地バンク」を活用した農地のあっせんを推進する。

② 新規就農者の定住促進

農業を始めた意欲ある農業者を支援するため、「空家バンク」を活用した集落内住宅の貸借の推進を市に働きかけ、新規就農者の定住促進と地域活性化を図る。

③ 農業委員会フォローアップ活動

農業委員と推進委員は、新規参入者の地域の受け入れを調整するとともに、参入後の定着を図るため、見守り活動などの継続的なフォローアップを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

神戸市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、神戸市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力